

10月)」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年4月1日（月）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	環境社会配慮
対象国及び類似地域	東ティモール及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモールは国土の大部分を山地が占め、沿岸域まで急峻な地形を有するとともに、市街地が山沿いから海岸にかけての狭い平野に位置していることから、雨季になると、地すべり等の土砂災害や浸水被害が毎年発生しており、自然災害リスクに脆弱な国では世界第 16 位にランクされている (World Risk Report、2021)。2021 年 4 月には、サイクロン・セロージャ襲来に伴う豪雨により首都ディリを含む東ティモール全土で大規模な洪水被害が発生し、重要インフラが損壊し、約 31,000 戸の住宅が被災した。また、人的被害は 40 人を超え、GDP の約 15% の経済被害が生じた。気候変動や異常気象等による災害リスクが高まりつつある中、災害に強い河川構造物の整備は同国の喫緊の課題となっている。

東ティモール政府は、2008 年には「災害リスク管理政策 2008-2012」を兵庫行動枠組み (2005-2015) に基づいて策定したが、同政策に記載の関係省庁の役割は組織改編によって現行の政府組織や地方組織と合致しておらず、災害時の役割や責任が曖昧になっている。また東ティモール政府は、「戦略的国家開発計画 (011-2030)」において、気候変動や自然災害に対して強靱な国家運営・イ

ンフラ整備を推進することを優先課題として掲げているが、インフラへの予算措置は限定的で、河川計画及び管理に関する能力や技術不足により、災害リスクを踏まえた開発計画・重要インフラ整備の検討ができていない状況である。

このような状況下、同国政府は、将来の洪水リスク削減に資する河川計画及び管理に関する能力向上を目的とした「洪水リスク削減能力向上プロジェクト」（以下「本事業」という。）を我が国に要請した。

本詳細計画策定調査は（以下「本調査」という。）は、本事業で本格検討・実施する「洪水防御計画策定」、及び「河川維持管理ガイドライン」等に必要な具体的作業項目の絞込み並びに適正な作業量及び検討内容の精査を目的とするものである。なお、本調査期間中で東ティモール政府と確認した内容を協議議事録（Minutes of Meetings。以下「M/M」という。）にて確認する。

7. 業務の内容

本調査の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る本事業のために必要な調査項目・作業内容にかかる以下の検討を行うことである。

（1） 準備業務（2024 年 4 月下旬～2024 年 4 月下旬）

- ① 東ティモール側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA 防災・復興グローバルアジェンダを理解する。
- ② JICA 地球環境部防災グループ等との打合せ（対処方針会議等）に参加する。
- ③ 本団員担当分野として、現地調査で収集すべき情報を検討し、東ティモール側関係機関及び他ドナーに対する質問票（案）（英文）をそれぞれ作成する。なお、作成した質問票（案）は現地渡航前に JICA に提出し、その内容を協議の上、決定する。
- ④ 本団員担当分野の調査工程（案）及び本事業の枠組み（案）を検討し、現地渡航前に JICA に提出し、その内容を協議し、決定する。特に（2）③に先立ち、収集情報リストを作成し、JICA と協議する。なお、「東ティモール国 ディリ洪水対策情報収集・確認調査ファイナルレポート」等を活用し、重複しない効率的な調査工程（案）を検討する。

（2） 現地業務（2024 年 5 月中旬～2024 年 5 月下旬）

- ① JICA 東ティモール事務所等との打合せに参加する。
- ② 現地渡航前に配布した質問票への回答を回収する。
- ③ 想定される本体調査の事業内容について、特に環境社会配慮が必要な事項を確認する。「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」（以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。）に基づき、環境所掌官庁等を対象に環境社会配慮に関する以下の事項の現状把握及び資料・情報の収集、分析・検討を行う。
 - ア) 環境社会配慮に係る行政組織、法制度、政策、計画
 - イ) 環境社会配慮に係る関係機関・関係部局の役割・責任分担、業務・手続きフロー等
 - ウ) 他ドナーによる開発分野の環境社会配慮上留意されている内容・実績及び現状の確認
- ④ JICA 環境社会配慮ガイドラインによるカテゴリ分類に基づく以下の項目を検討する。
 - ア) 環境アセスメント制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査。
 - イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮調査の TOR 案の作成。
- ⑤ 本事業で検討する洪水防御計画策定に際し、JICA 環境社会配慮ガイドラインで求められる手続きが必要になることを東ティモール側に説明し、本調査期間中に事前合意を得るための支援を行う。
- ⑥ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き（防災）に準じ、ディリ都市圏における防災分野の観点からの男女の役割の違い、ジェンダ一格差関連情報（実施機関・関係機関の職員男女比等を含む）、災害弱者に関する情報を収集する（なお、洪水対策において配慮すべき文化・社会規範・慣習を確認することに留意）。
- ⑦ 担当分野に係る本事業の協力枠組み（案）、調査工程（案）、実施手法（案）、投入規模（案）、先方政府負担事項（案）を検討する。
- ⑧ 担当分野に関し、本事業で想定される現地再委託による作業（案）の特定及び現地再委託の TOR 検討並びに現地コンサルタントに関する情報収集（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等）を行う。
- ⑨ 担当分野に関する先方政府説明資料作成を行う。また、担当分野について M/M（案）及び R/D（案）の作成を支援する。

- ⑩ 他団員と協力し、現地調査時の議事録（和文）を作成する。
- ⑪ 担当分野に係る現地調査結果を JICA 東ティモール事務所に報告する。

(3) 整理業務（2024 年 6 月上旬～2024 年 6 月中旬）

- ① 現地業務を踏まえ、JICA が取りまとめる事業事前評価表（案）、リスク管理チェックシート（案）、案件枠組み（案）の作成に担当分野の観点で協力する。
- ② 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る調査結果の取りまとめ資料を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 1 部）

2024 年 6 月 12 日（水）までに提出。

担当分野に係る調査結果の取りまとめ資料を添付し、電子データで GIGAPOD にて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2024 年 5 月 11 日～5 月 31 日を予定しています。

JICA の調査団員は本調査従事者より 1 週間程度遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本調査従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 河川管理技術 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 河川の整備計画 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 環境社会配慮 (本コンサルタント)
- カ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA 東ティモール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部から配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - JICA地球環境部防災グループ出張報告書 (参考資料 1)
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - JICA グローバルアジェンダ No.20：防災・復興を通じた災害リスク削減 | 事業・プロジェクト - JICA
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/disaster/index.html>
 - 東ティモール国 ディリ洪水対策情報収集・確認調査ファイナルレポート https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_124_1000049244.html

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 配付依頼メール

- ・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得る

ことができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上